

国民年金第3号被保険者の届出はお済みですか？

お問い合わせ ☎

給付班 043-223-4118

組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者については、国民年金第3号被保険者の届出が必要です。市町村共済組合等の他共済から公立学校共済組合に転入された方についても届出が必要になります。

【提出書類】

「国民年金第3号被保険者資格取得届」に「基礎年金番号のわかるもののコピー」をつけて、所属の事務担当者へ御提出ください。

【国民年金第3号被保険者資格取得届等の流れ】

届出人 ⇒ 所属所 ⇒ 公立学校共済組合 ⇒ 年金事務センターにて登録
(登録からデータ反映されるまで1～2か月を要します。)

< 被扶養配偶者の資格取消事由が生じた場合は、下記の手続きを行ってください >

手続きの事由	種別	提出書類
収入超過により被扶養配偶者ではなくなった場合 離婚により被扶養配偶者ではなくなった場合	3号非該当	・国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届 次加入の保険が社会保険なら不要
被扶養配偶者が60歳未満で死亡した	3号資格喪失	・国民年金第3号被保険者死亡届 ・基礎年金番号のわかるものの写し (年金手帳や基礎年金番号通知書)
就職により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号→2号	※ 就職先で確認してください。
組合員が退職したため被扶養配偶者ではなくなった 雇用保険受給や所得超過により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号→1号	※ 居住地の市区町村で確認してください。

「ねんきん定期便」 誕生月に届いていませんか？

お問い合わせ ☎

年金班 043-223-4116

毎年、誕生月の末頃に届く「ねんきん定期便」は、国民年金および厚生年金保険に加入している皆様に、年金加入記録をご確認いただくとともに、年金制度に対するご理解を深めていただくことを目的として、年金加入期間や加入実績に応じた年金額などに関する情報を記載しています。表示内容は以下の通りです。

掲載事項			これまでの						老齢年金の見込額	老齢年金の種類	最近の月別状況
			年金加入期間	加入実績に応じた年金額	保険料納付額	年金加入履歴	厚生年金における標準報酬月額等の月別状況	国民年金保険料の納付状況			
年齢	送付形式										
節目年齢	35歳	封書	○	○	○	○	○	○			
	45歳	封書	○	○	○	○	○	○			
	59歳	封書	○		○	○	○	○	○		
	50歳未満	はがき	○	○	○					○	
	50歳以上	はがき	○		○				○	○	

共済貸付利率のご案内 (令和2年6月・7月貸付分適用)

お問い合わせ ☎

経理・貸付班 043-223-4122

種別	年利(A)	保険料充当金率(B)	実質利率(A)+(B)
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

※貸付けの金利は、変動金利です。

※平成19年3月までに貸付けを受けた方については、(A)の利率のみが適用されます。